

打上川治水緑地
パークマネジメントプラン

令和5年(2023年)3月

寝屋川市

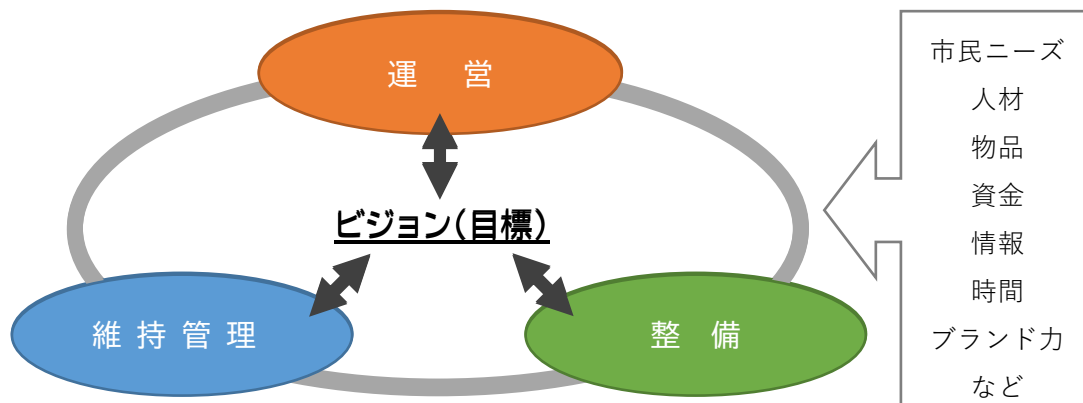
目 次

1. パークマネジメントプランの役割	1
2. 打上川治水緑地の現状と課題	2
2.1. 公園としての概要	2
2.2. 治水施設としての概要	6
2.3. 上位計画・関連計画等での位置付け	8
2.4. 課題	9
3. パークマネジメントプラン	13
3.1. これからの打上川治水緑地のコンセプト・目標と基本方針	13
3.2. 再整備の方針	15
3.3. 運営の方針	19
3.4. 維持管理の方針	21
3.5. 事業スケジュール	21

1. パークマネジメントプランの役割

公園のマネジメントプランとは、その公園や公園が存在する都市のビジョン（目標）の実現に向けて、公園管理運営の要素である運営（利用者サービス）と維持管理、必要な整備・再整備をどのように実施していくのか、また、それらに必要な人材や資金などの有形・無形の資源をどのようにして公園に導入していくのかを取りまとめるものです。

図表 1-1 パークマネジメントプランの役割



打上川治水緑地においては、治水機能と公園機能の両立という前提の下に、『寝屋川市みどりの基本計画改定版』（平成 31 年）や『都市公園等再編整備基本方針』（令和 3 年）などの上位・関連計画で基本的な方向性が示されています。

特に『都市公園等再編整備基本方針』で掲げられた「訪れたいくなる・利用したいくなる・集めたいくなる」公園づくりのうち、「訪れたいくなる」公園にあたることから、市内の他の公園をリードし、市民の多様なニーズに応え、寝屋川市（以下、「市」と呼ぶ）のシンボルとして内外に向けてアピールできる都市公園としていくため、『打上川治水緑地パークマネジメントプラン』（以下、「本プラン」と呼ぶ）を策定します。

2. 打上川治水緑地の現状と課題

2.1. 公園としての概要

打上川治水緑地は、京阪寝屋川市駅と JR 寝屋川公園駅からそれぞれ 1.5km 強の位置の市街地にあり、市を代表する都市公園として市民に親しまれています。

寝屋川と打上川との合流点付近にあたり、本来は大雨の時に両河川の水量を調整するために大阪府が治水施設として整備したのですが、普段は市民の憩いの場として利用するため、市が府と『打上川治水緑地管理協定』を結び平成 8 年（1996 年）から都市公園として開設・管理しています。

治水施設としての総面積は約 13.3ha で、このうち両河川と繋がる越流堤や排水施設等を除いた約 12.7ha が都市公園となっています。

周辺が市街化される中で残された貴重な自然の拠点であり、隣接する寝屋川、新宮池などともあわせて野鳥等の観察ポイントになっています。また春はサクラ、秋はメタセコイアの紅葉で知られ、多くのイベントの会場ともなっています。

公園名	打上川治水緑地（うちあげがわちすいりょくち）	
所在地	寝屋川市太秦桜が丘	
公園面積	126,796 m ² （約 12.7ha）	
主要施設	緑地施設 （市が管理する施設）	(1) 有料施設：有料駐車場（台）153 台（うち車イス用 4 台） (2) 休憩施設：四阿（2 棟）、ベンチ（10 基） (3) 管理施設：管理棟（1 棟）、倉庫（1 棟）、案内板（7 基）、便所（4 棟） (4) その他：池（2 ヲ所）、せせらぎ（1 ヲ所）、芝生広場（東側 3,000 m ² 、西側 6,000 m ² ）、多目的グラウンド（1,500 m ² ×4 ヲ所）、水飲み場（2 基）、水道 Φ40mm、下水 Φ800mm（分流）、電気：従量制契約
	治水施設 （府が管理する施設）	寝屋川越流堤（7,200 m ² ）、打上川越流堤（1,000 m ² ）、排水吐出施設（3,100 m ² ）、監視施設（9 基モニュメントを兼ねる 1 基を含む）
おもなイベント	ねやがわパーク事業（桜のライトアップ；3 月）、寝屋川まつり（8 月）、エンジョイフェスタ in 寝屋川（10 月）、ねやがわパーク事業（月見とランタンの夕べ；10 月～11 月頃）、農業まつり（11 月）	
法令上の位置付け等	(1) 都市計画による地域地区等 ①都市計画法第 7 条に規定する市街化調整区域（建築基準法第 53 条に規定する建ぺい率 60%、容積率 200%） ②建築基準法第 22 条に規定する指定区域 (2) その他関係法令 ① 都市公園法第 2 条の 2 に規定する区域指定 ② 河川法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する区域指定 (3) 寝屋川市地域防災計画（令和 3 年版）での位置付け 一時避難場所（広域避難地へ避難する途中で、危険が迫った際に一時的に避難する場所）	

図表 2-1 位置図



下図：ゼンリン

図表 2-2 主要施設配置図



下図：国土地理院空中写真（令和3年（2021年）6月撮影）

図表 2-3 主要施設



桜堤



メタセコイア並木



芝生広場（大）



下池



芝生広場（小）



せせらぎ

図表 2-4 これまでの駐車場、簡易施設の先行的、試験的整備

<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日オープン 令和2年度：18,620台 令和3年度：31,776台 令和4年度：21,004台（9月30日現在）
<p>ドッグラン等 簡易施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッグラン 令和4年1月11日にオープン（無料） 小型犬（おおむね10kg未満）：奇数日 中・大型犬（おおむね10kg以上）：偶数日 ・バーベキュー広場 令和4年5月28日にオープン（無料） ・電源設備：2ヵ所



ドッグラン



バーベキュー広場

2.2. 治水施設としての概要

市を含めた寝屋川流域は大部分が低平地であり、流域の約3/4では雨水が自然に川に流れ込まず、下水道で雨水を集めてポンプで川に流す必要があるなど水害が起こりやすい条件にあります。

このため国、大阪府、本市始め流域関係 11 市が協力して、河川改修や下水道整備だけではなく、治水緑地（遊水地）や流域調節池などの貯留施設をつくることで貯留施設、地下河川等の放流施設などをつくることで川の水量をコントロールしたり、緑地保全などによって保水機能を維持し、雨水が一挙に下水道や河川に流れ出ないようにしたりする対策を総合的に実施し、流域における保水・遊水機能を取り戻そうとする「寝屋川流域総合治水対策」を進めています。

打上川治水緑地もこの一環で整備されたもので、寝屋川と打上川のそれぞれに越流堤があり、大雨によって河川が増水した時には治水緑地に一時的に水を流入させ、約 27 万 m³の水（25m プール 約 750 杯分）を貯めることで河川の水位を下げ、下流域の洪水を防ぐ働きを担っています。

芝生広場のある西側の一期区域と、多目的広場のある東側の二期区域とは、敷地を東西に区切る堤防によって分かれています。通水施設（平常時は公園利用者が通行できるトンネル）によって繋がっています。それぞれ、計画上の湛水頻度は異なりますが、いずれも概ね周回園路付近まで安定して貯水することができるようになっています。

図表 2-5 治水施設としての概要

	一期区域 (芝生広場のある側)	二期区域 (多目的広場のある側)	合計
洪水調節量	20m ³ /S	15m ³ /S	35m ³ /S
調整池面積	9.1ha	4.2ha	13.3ha
貯水容量	16 万 m ³	11 万 m ³	27 万 m ³
湛水頻度	1 回/5 年	1 回/10 年	—

資料：大阪府 HP

図表 2-6 最近 10 年間の貯留実績

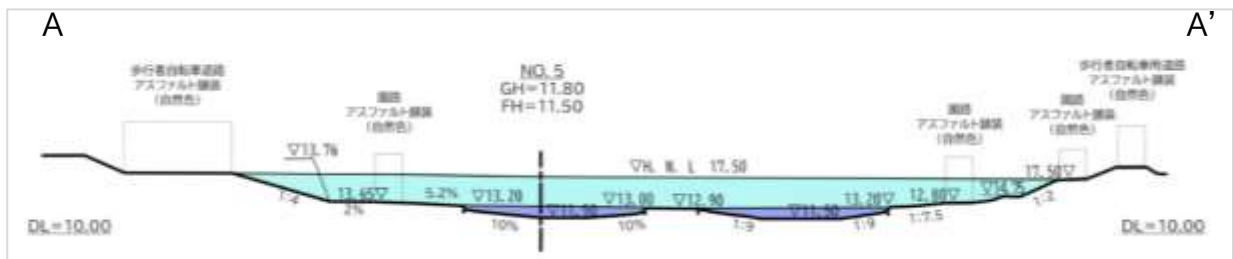
年度	貯留回数(回)	貯留総量(m ³)	年度	貯留回数(回)	貯留総量(m ³)
平成 24(2012)	8	344,204	平成 29(2017)	8	215,960
平成 25(2013)	6	293,274	平成 30(2018)	9	628,470
平成 26(2014)	6	216,366	令和 1(2019)	5	110,118
平成 27(2015)	10	628,062	令和 2(2020)	2	12,738
平成 28(2016)	5	91,620	令和 3(2021)	9	106,758

資料：大阪府 HP

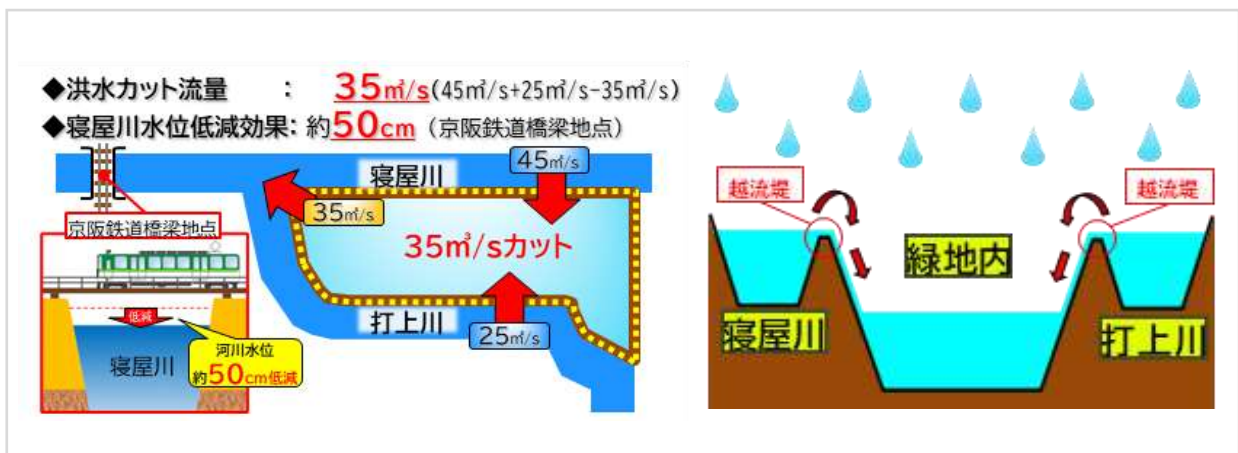
図表 2-7 治水上の計画図



【平面図】



【断面図】



【模式図】

資料：大阪府資料

2.3. 上位計画・関連計画等での位置付け

位置や整備経緯などから、打上川治水緑地は市のまちづくりの上で重要な拠点であるため、様々な計画等で取り扱い方針が示されています。代表的なものを整理すると、次のようになります。

図表 2-8 上位計画・関連計画での位置付け

計画名	策定年次	記載内容
第六次寝屋川市総合計画 前期実施計画	令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> * 地域のニーズに応じた特色のある公園づくりと併せて、大阪府等との連携も図りながら、多様な主体との協働等により、戦略的なマネジメントを推進する。 【打上川治水緑地パークマネジメントの推進】 * これまでイベント利用を中心に運営してきた打上川治水緑地の集客力を更に高めるため、公園リニューアルに関する内容等を示す「パークマネジメントプラン」を策定し、効率的かつ効果的な事業の実施により、新住民を呼び込む対外的訴求効果を有する都市公園として再整備する。
寝屋川市都市計画マスタープラン	令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none"> * みどり空間や水辺空間等、ゆとりとうるおいを感じることができるとレクリエーションの場としての保全・活用を図ります。 * 災害時には、避難場所として活用する等、グリーンインフラとしての有効活用を図ります。
寝屋川市みどりの基本計画改定版	平成 31 年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> * 骨格となるみどり：多様な機能を有する大規模公園等を充実する * 多様な機能を有する打上川治水緑地などの大規模公園等は、管理運営の方向性を踏まえた多様な主体との連携と協働による諸課題の解決に向けた取組や、都市計画公園・緑地（府営公園等）の見直しについて大阪府との協議・調整を図り、都市の魅力向上に寄与するみどりとして充実 * 動植物の貴重な生息・生育環境である淀川河川公園や打上川治水緑地などを「コアエリア」として、河川や主要幹線道路などを生態的回廊空間として「エコロジカルネットワーク」を形成するため、これらのみどりに加えて、まちなかに点在する農地や樹林地、ため池などを保全・充実・創出・活用する取組を進める
都市公園等再編整備基本方針	令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> * “訪れたくなる”、“利用したくなる”、“集いたくなる”空間の創出 * “訪れたくなる”パークマネジメントの検討 (中央) 打上川治水緑地 * ドッグラン、バーベキュー広場を先行的・試験的に整備・実施するとともに、パークマネジメントプランの策定(令和 3 年度～4 年度)に取り組むことから、当該プランをもとに、新たな機能の創出及び施設の活性化等について検討します。

2.4. 課題

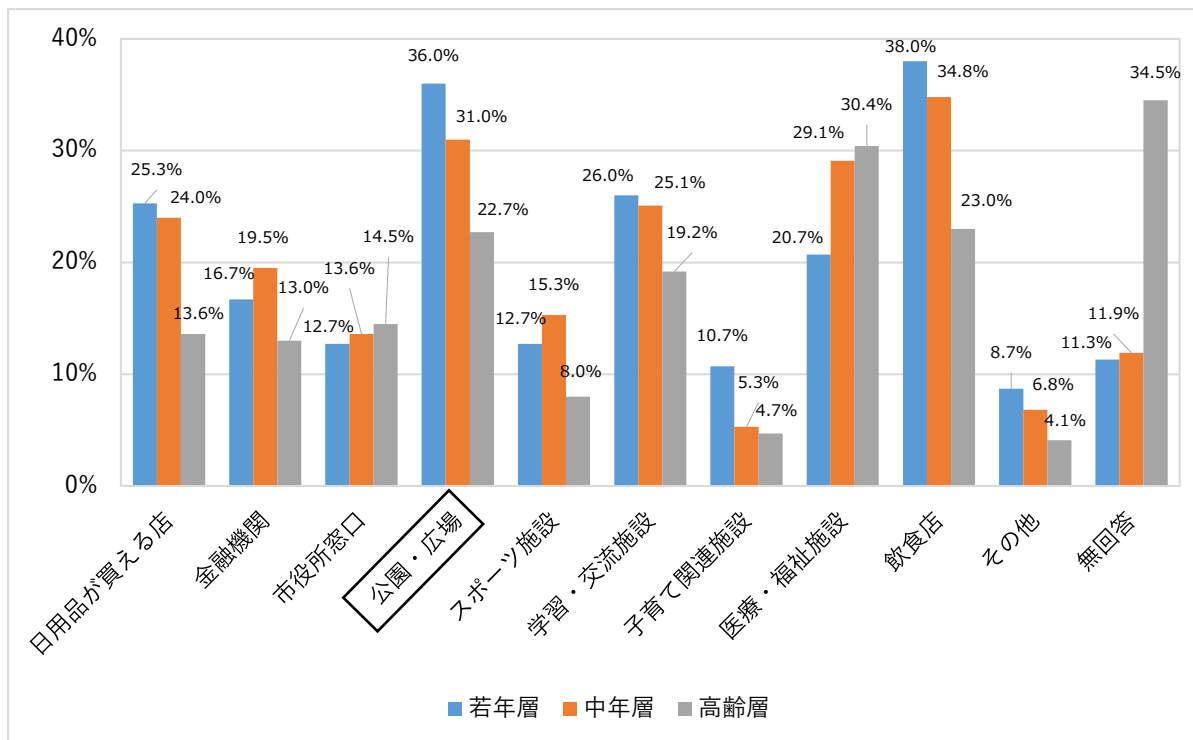
2.4.1. 都市公園等の課題

市の人口は平成7年（1995年）の25.8万人をピークに減少傾向に転じ、令和2年（2020年）には23万人を割り込み、減少傾向が続いています。また高齢化も進んでおり、令和2年の65歳以上人口の割合（高齢化率）29.6%は大阪府全体の27.6%と比べても高くなっています。このような状況から、『第六次寝屋川市総合計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）』（令和3年）では、子育て世代の誘引に特に効果的だと見込まれる「子どもに最善を尽くす」、「誰もが住みたくなるまちをつくる」、「命を全力で守り、豊かな暮らしを実現する」という3つのファクターを基本とした施策展開により、市民の定住促進と新住民を誘引する訴求力を生み出す施策により重点を置いたまちづくりを進めるとしています。

ここで、公園は子育て世代のニーズが高い施設であり、令和2年に実施された『寝屋川市都市計画マスタープラン改定に向けた市民アンケート調査』で、39歳以下の若年層が最寄り駅で充実を望む施設の第2位に公園・広場が挙がっていること等からも、それが読み取れます。

こうした背景の下に、『都市公園等再編整備基本方針』（令和3年）では、市の公園の課題を①市の魅力を高めるみどりとしての市民の多様なニーズへの対応、②まちづくりの観点などから寝屋川公園の在り方の協議・検討、③都市公園等のマネジメントの推進の3項目に整理し、これら課題の解決に向けた基本方針として「多様な機能を有する大規模公園等を充実する」、「都市公園の在り方を示す」、「都市計画公園を見直す」、「都市公園の質を高める」の4項目を挙げています。

図表 2-9 年齢階層別の「最寄り駅で充実してほしい施設」



資料：「寝屋川市都市計画マスタープラン」改定に向けた市民アンケート調査（令和2年(2020年)9月実施）

一方、令和4年（2022年）に実施したワークショップや社会実験の参加者からは、今ある自然環境や景観を活かしながら、小さな施設改良を行い、それらを活かした運営や活用を市民とともに進めていくべきだとする意見が多く寄せられました。

打上川治水緑地の持つ魅力を活かしながら、これまでになかった利用を促していくためには、こうした施設ニーズや活用意欲への対応が必要です。

【ワークショップや社会実験でのおもな意見】

- ・大規模なイベントや収益施設の設置などによるぎわいづくりよりも、市民が実践してきたまちづくりや協働の活動を治水緑地に持ち込み、小規模な利用プログラムなどを行うことで、日常的に活用したい
- ・参加者らが実施できること、やりたいことは「自然や学び、子育て支援のプログラムの実施」、「利用のルールづくり」、「情報発信」、「植栽管理や清掃のお手伝い」など
- ・四季を感じられる植物、昆虫や植物など自然観察ができる場所、ベンチやトイレ、木陰、休憩施設等が必要
- ・既存の多目的広場の継続や芝生化、園路補修、ジョギングコース・距離表示などによりスポーツを楽しめるようにすべき
- ・管理拠点にはスタッフが常駐し、利用サポートや公園の管理運営、地域のコーディネート、公園の安全管理の役割を期待する
- ・バーベキュー広場やドッグランは有料化し、維持管理費にあてるべき

イ) 施設面の課題

打上川治水緑地は、本来は治水施設であり、大雨などの非常時に治水機能を十分に発揮させるためには、公園施設にも水流を妨げないことや堤防に負担を与えないこと等の配慮が必要です。このため、現在は植栽、広場・園路、トイレ、ベンチなど最小限のものだけを設置しています。

しかし開園から20年以上が経過して施設の老朽化が進んでいることや、市民や利用者のニーズの変化等があり、公園施設については次のような課題が生じています。

【施設面の課題】

- ① サクラやメタセコイア、モミジ、アジサイなど四季の植物が水辺等と一体となる優れた景観を持つが、10haを超える規模の大きな公園としては四阿やベンチが少なく、座って景色を眺めたりゆったりとくつろいだりできる場所が限定的
- ② 広々とした芝生広場が中心で大規模なイベント等には適しているが、日常的に少人数利用者が集まりやすいポイント（休憩場所、小広場など）が少ない。また子育て世代のニーズが高い遊び場などがなく、普段使いには物足りない
- ③ 整備から20年以上が経過し、園路やトイレなどの施設老朽化が見られる。またバリアフリー対応等が最新の設備水準に比べて劣っている
- ④ 樹木植栽が堤防周辺等に偏っており、また四阿も2ヵ所だけで日除けや雨除けになる場所が少ない
- ⑤ 照明設備は湛水しない外周囲路沿いだけにあり、夜がやや暗い
- ⑥ 駐車場の整備による利便性の向上で、市内外からの集客力を向上させたが、自転車利用者の利便性を高める常設の駐輪場がない

ウ) 管理運営面の課題

これまでの管理は、指定管理者制度により、市内の他 10 公園と一括で指定管理者に清掃や施設点検を中心とした維持管理を委託しており、運営や市民参加等に関わる部分は市が担っています。こうした管理運営の仕組みから、次のような課題が生じています。

【管理運営面の課題】
① 指定管理業務には広報・宣伝やイベント等の実施、利用案内や利用調整など、利用者に対して直接的にサービスを提供する業務が含まれていない。ここを市が担っているため、スピード感を持って利用者ニーズに応えづらい
② 利活用や運営に市民や事業者が参加する仕組みが十分に整っておらず、公園づくりに多数の声を集めることができていない
③ 市内他公園と一律の利用ルールとなっており、訪れたい公園の最初の公園として活用を促す仕組みが整っていない

エ) 現状と課題の整理

治水緑地を取り巻く現況	主な課題
社会情勢・上位計画、立地特性等 <ul style="list-style-type: none"> ●市の人口減少・少子高齢化が進む中で、子育て世代を支え惹きつけるための施策や、公園等の既存公共ストックが持つポテンシャルを存分に活用したまちづくり施策が求められている ●市の中心部かつ京阪本線沿線と JR 学研都市沿線の中間にあり、市管理のものでは最大の都市公園である 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代を始めとする市民や利用者の声を広く集め、市のシンボルとなる魅力的な公園づくりを進める必要がある
施設や管理運営の現状 <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然環境を背景に、散歩やジョギングなどの日常利用や寝屋川まつり等の大規模イベントに活用されている ●治水機能を前提とする公園であり、必要最小限の施設だけが設置されている ●市内いくつかの公園の管理を一括して指定管理者に委ねており、また業務内容は維持管理が中心で運営に当たる部分が含まれていない 	<ul style="list-style-type: none"> ●四季の自然的景観の一層の充実とともに、それを眺めながらくつろげる場所、ベンチ、休憩所等が不足している ●イベント等に適した広々とした空間はあるが、日常的に少人数の利用者が集まりやすいポイントが少ない ●施設のバリアフリー対応等が最新の水準には劣り、また施設全般の老朽化も進んでいる ●市を代表するシンボル公園としての活用を促し、運営する管理体制が整っていない
市民・事業者等のニーズ <ul style="list-style-type: none"> ●市内・市外アンケートで希望が多かった施設整備は、水遊び場、遊具、休憩場所、キッチンカーやバーベキュー広場等 ●ワークショップや社会実験参加者は拠点施設があれば利用者向けのプログラムを提供ができるとの意見 	<ul style="list-style-type: none"> ●現代のニーズにあった公園施設の導入が必要 ●公園の活用意欲が高い市民・団体・事業者らが公園運営に参加する仕組みやルールが必要

3. パークマネジメントプラン

3.1. これからの打上川治水緑地のコンセプト・目標と基本方針

公園緑地の存在意義は都市全体の生活の質を向上させることにあり、公園だけではなく、周りのまちづくりを同時に考えることが必要です。

この前提と、ここまでに整理した現状と課題、上位計画・関連計画等での位置付けを踏まえて、目標と基本方針を次のように定めます。

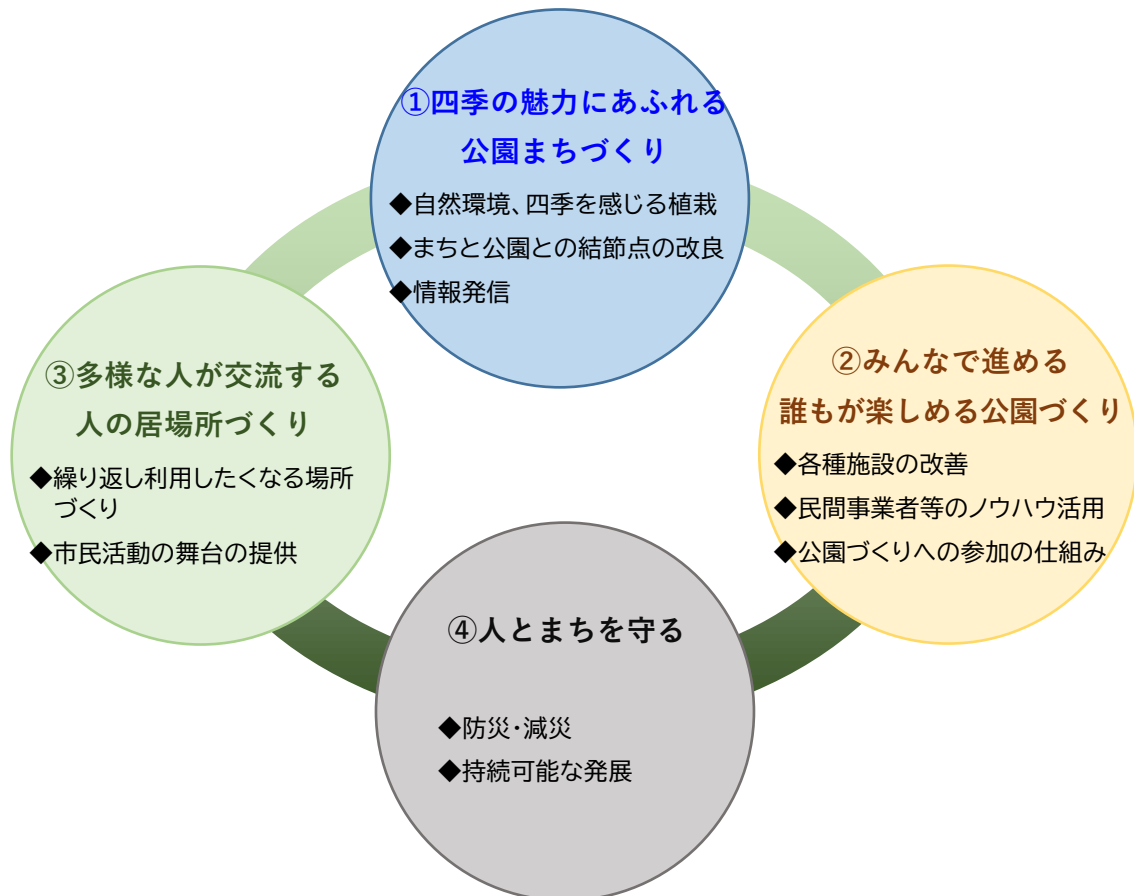
【これからの打上川治水緑地のコンセプト・目標】

《コンセプト》訪れたくなる、まちの魅力を高める公園

《目標》広がりのある空間と自然的景観を活かし、みんなで進める公園づくり

～四季を彩り、あらゆる世代に魅力的な空間へ～

《基本方針》



基本方針 1 四季の魅力にあふれる公園まちづくり

- ◆ 豊かな水と緑の空間・環境の保全と、春のサクラや秋の紅葉など季節を感じさせる自然的景観の充実を通じて、市民が誇りに感じ、四季折々に訪れたい公園づくりを推進します。
- ◆ エントランスの改良などにより寝屋川や打上川沿いの遊歩道・歩道等との連続性を向上させ、京阪本線沿線と JR 学研都市線沿線の間位置する公園としての存在価値を高めます。
- ◆ 「選ばれるまち寝屋川」のシンボルとなるべく、公園の魅力を様々な形で内外に発信し、人々の打上川治水緑地、市への愛着を育みます。

基本方針 2 みんなで進める、誰もが楽しめる公園づくり

- ◆ 各種施設の改善・充実やイベント・プログラム等を実施しやすい条件整備により、子育て世代を始めとする多くの人々が集い、楽しみ、子どもたちが健やかに成長できる公園とします。
- ◆ より一層の利活用に向けて、民間事業者や市民団体等が持つノウハウや人材、資金等を積極的に活用します。
- ◆ 公園づくりの様々な場面で、市民や利用者、団体、事業者等の誰もが参画しやすい協働の仕組みを整えます。

基本方針 3 多様な人が交流する人の居場所づくり

- ◆ バリアフリー環境の改善や木陰で憩える場所の整備や多彩な利用プログラムの提供等により、大きなイベントが行われる日だけでなく、日常的に繰り返し、多くの市民が集い交流できる公園とします。
- ◆ 既に進められている様々な分野での市民主体のまちづくりとも連携しながら多様な主体の参加と協働を促進します。また、打上川治水緑地で培われる経験やノウハウを市内の他の公園活用にも活かし、相互に高めていきます。

基本方針 4 人とまちを守る

- ◆ 洪水に備える治水施設や地震災害時の一時避難場所としての機能を果たし、災害時に人とまちを守る公園として大切にします。
- ◆ 環境への配慮や資源循環、教育、健康づくりなどを通じて、SDGs を踏まえたまちの持続可能な発展に寄与します。

図表 3-1 SDGs の 17 の目標



3.2. 再整備の方針

目標像を実現するために必要な施設再整備について、次のようにゾーンと方針を定めます。

なお、再整備の実施にあたっては、引き続き市民や利用者等のニーズを反映するように努めるとともに、社会経済情勢の動向等も見極めながら可能な部分について民間事業者のノウハウや資金を活用する公民連携を導入します。

■再整備におけるゾーン分け

キッズゾーン	ニーズの高い遊具や水遊び場の整備 木陰で快適に座り、子どもを見守ることができる場所の整備
展望ゾーン	サクラなどの四季の景観の維持増進と、広場や池、宇宙桜などを望むデッキの整備
自然景観ゾーン (水辺周辺)	サクラやメタセコイアなど四季の植物が水辺等と一体となる優れた景観の維持増進
自然景観ゾーン (紅葉周辺)	紅葉等の季節を彩る植栽整備による魅力的な自然景観の創出
イベントゾーン	既存の大きな芝生広場を守りつつ、多様な世代が交流する様々なイベント運営やキッチンカー等の飲食・物販出店がしやすいような施設整備
スポーツ健康ゾーン	ニーズがあるスポーツ施設を導入
管理棟	指定管理者の管理拠点、市民の活動拠点となる建物の整備
バーベキュー広場、 ドッグラン	試験的運用中のバーベキュー広場とドッグランの内容検討

図表 3-2 再整備方針図



①四季の景観の向上と、それらを眺めながら憩えるビューポイント整備

- ◆ 既存のサクラやメタセコイア、モミジ、アジサイなどの植物の生育状況などを点検し、健全な生育に努めるとともに、樹勢が衰えているものの手入れや植替え等を検討し、四季折々の景観をより一層魅力的なものとしします。
- ◆ 公園エントランスでの小広場の設置や植栽の再整備等により、寝屋川沿いと連続した並木の景観を向上させます。
- ◆ 公園エントランスや外周の堤防上園路沿い、法面などに小園地やデッキスペース等を設け、園内の美しい景観を眺めながら憩うことができるビューポイントとして整備します。

②既存の木陰、園路、池、広場などを活かしながら、人が滞在・滞留しやすい場所を増やす

- ◆ 樹木の木陰や園路沿い、池の周辺、広場の外周部などに様々な形のベンチや休憩所を増設し、利用者がそれぞれお気に入りの場所を見つけて滞在できるようにします。
- ◆ 園路は劣化箇所の改修を進めるとともに、車いす等でも安全に利用できるよう構造の見直しやルート案内図の設置等を進めます。またジョギングやウォーキングなどの健康づくり活動にも使いやすいよう路面や距離表示等の改良を行います。
- ◆ 周辺道路から園内へと利用者を誘えるよう、主要な出入口ではエントランス広場を再整備し、それ以外の出入口でも案内サインの設置や照明の改良等を行います。

③公園の新たなにぎわい拠点づくり

- ◆ 子育て世代のニーズが高い遊具や水遊び場、若者世代のニーズがあるスポーツ施設など、新たなにぎわいづくりに繋がる施設を導入します。
- ◆ 試験的運用中のドッグラン、バーベキュー広場については、利用状況や利用者の意見などを継続的に調査・分析し、状況に応じて常設化や施設充実、有料化等の内容を検討します。

④誰もが安全で快適に利用できる施設の充実

- ◆ 誰もが安全で快適に利用できるよう、インクルーシブデザインの考え方に基づいてトイレやベンチ、園路等の必要な改修を行います。
- ◆ エントランスや園路沿いなどの大雨時の貯留の影響がない場所を中心に適切な照度を確保した夜間照明を増設します。
- ◆ 園内の安全を確保するため、カメラやブザー等の防犯装置の導入を検討します。

⑤イベント開催場所としての機能充実

- ◆ イベント用の電源設備の整備などにより、芝生広場を中心に、イベントの開催場所としての機能充実を図ります。
- ◆ 芝生広場の一部を舗装するなどして、小規模なイベントやキッチンカー等の営業に適したイベント広場として再整備します。

⑥拠点施設の新設

- ◆ 管理運営業務の拠点となるとともに、市民が集い活用できる拠点施設を整備します。
- ◆ 拠点施設は、主に指定管理者が使う管理事務所や倉庫のほか、市民の休憩スペース、サークル活動や市民参加プログラム等に使える多目的室、バリアフリートイレや授乳室などを備えたものとして検討します。

3.3. 運営の方針

運営の方針を次のように定め、実現に必要な指定管理業務の内容の見直し、条例改正等を進めます。

①寝屋川のシンボルとなり、人々を惹きつける魅力づくり

- ◆ 四季の景観の美しさ、水辺の自然環境の豊かさ、くつろげる居場所など、打上川治水緑地の持つ魅力を最大限に活かし、多くの人に参加できる利用プログラム等の提供を、市民や団体等と一緒に進めます。

(例) 自然観察会、環境学習、軽スポーツや健康スポーツの指導、工作や読み聞かせなどの親子参加プログラム、写真や絵画など趣味の教室 など

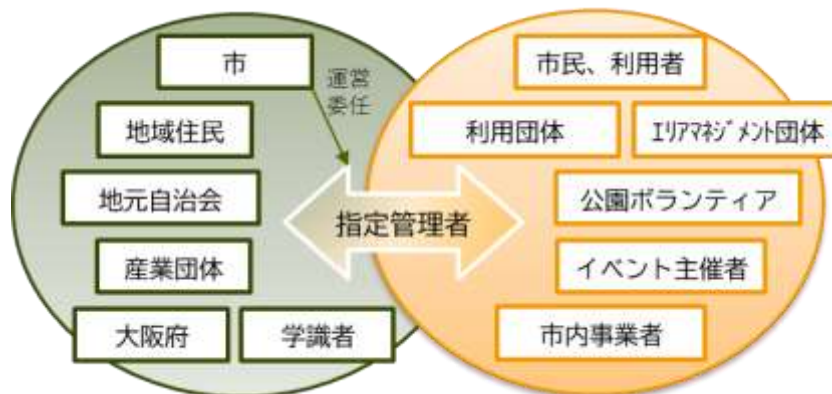
- ◆ 打上川治水緑地の魅力を様々な形で内外に発信し、市民にとっては誇りとなり、市外の人にとっては憧れとなる公園づくりを進めます。

(例) パンフレットやガイドマップの作成、HP の作成、SNS の活用、花や季節の景観の情報提供 など

②市民協働による運営の推進

- ◆ 自然環境保全や子育て支援、健康づくり、スポーツ、文化芸術など様々な分野で活動している市民や団体等が、公園を舞台として主体的に活動の輪を広げ、自分たちの「やってみたい」を実現できる場とします。
- ◆ 市民、利用者、利用したい団体やまちづくりに取り組む団体、事業者、学識者らの多様な主体と連携し、これからの治水緑地のあり方やプランの目標の実現に向けた取組などを話し合う「公園協議会」等の仕組みを設け、これを指定管理者が中心となってコーディネートすることで、市民協働の公園運営を推進します。
- ◆ イベント利用や団体利用に関するルールなど、シンボル公園である打上川治水緑地にふさわしい利用ルールを市民や利用者と一緒に話し合って定めます。同時に、利用申請を指定管理者が受け付けられるようにするなどの手続きや制度の見直しを行い、市民等ができるだけ手間が少ない手続きで公園を活用できるようにします。
- ◆ 打上川治水緑地で培われる参画と協働、コミュニティ醸成のノウハウを市内の他の公園活用にも活かし、相互に高めていきます。

図表 3-3 公園に関わる多様な主体(公園協議会)の将来イメージ



③民間事業者等のノウハウや資金の導入

- ◆ 現状の指定管理業務は維持管理中心の業務内容となっているため、運営や利用者サービスを含めたものへと業務内容を見直し、今まで以上に民間事業者のノウハウを活かします。
- ◆ Park-PFI 等の多様な公民連携手法によって、市民・利用者のニーズを的確に捉え、市民サービスを向上させられるよう、引き続き事業者との対話や検討等を行います。
- ◆ 民間事業者の多様な参画を促すため、ネーミングライツ、金品の寄付、企業名の掲示などを可能とするルールづくりを検討します。

3.4. 維持管理の方針

①都市の貴重な自然環境を子どもたちへ繋ぐ

- ◆ 池・せせらぎ・湿地などの水辺や、広場・堤防沿いの草地については、景観、利用の快適性、治水機能の維持保全などとバランスを取りながら、生物生息場としての価値を高められるような管理を、大阪府と連携しつつ計画的に実施します。
- ◆ 市内の大学・学校や市民団体等と連携し、自然観察プログラムの提供などとあわせた環境調査や情報収集を行います。
- ◆ 園内から出る廃棄物の減量化やリサイクル、ソーラーパネルを含めた自然エネルギーの活用等に取り組み、まちの持続可能な発展に寄与します。
- ◆ 打上川治水緑地を適切かつ持続的に管理することを通じて、自然環境が持つ多様な機能（生物生息場の維持、良好な景観形成、ヒートアイランドの緩和等）を発揮させ、まちの魅力の一つとして役立てます。

②防災施設として必要な管理の実施

- ◆ 大阪府が管理する治水施設としての機能を損なわないよう、また寝屋川市地域防災計画における一時避難場所として災害時に活用できるよう、関係機関や地域住民との連携を保ちながら、適切な維持管理を行います。
- ◆ 打上川治水緑地が持つ防災機能の啓発等を実施し、市民の防災意識の向上に努めます。

③安全・安心、快適に繋がる管理の効率的な実施

- ◆ 利用者が安全・安心かつ快適に公園を使い続けることができるよう、清掃や巡視、施設の点検や老朽化対策等を計画的に実施します。
- ◆ 利用者サービスの向上と効率的な管理を進めるため、インターネット等のICTを活用した情報受発信、施設維持管理等を推し進めます。
(例) ネットワークカメラ等を使った園内管理、駐車場混雑情報の発信、トイレ等の主要箇所への防犯カメラや防犯装置の設置、QRコードを使った生物解説の実施、メンテナンス記録の電子化 など

3.5. 事業スケジュール

再整備については、大阪府等の関係機関との調整、民間事業者の意向調査などを進めながら、整理検討します。

運営の方針、維持管理の方針については、新たな管理運営を視野に入れた整理検討により具体化を進めます。

【参考資料】 打上川治水緑地パークマネジメントプラン策定に向けた取組の経過

令和2年		『都市公園等再編整備基本方針』の検討
	4月	有料駐車場の整備
	9月	打上川治水緑地アンケート調査（市内アンケート）の実施
令和3年	2月	内閣府・国土交通省合同によるサウンディング（官民対話）への参加
	6月	『都市公園等再編整備基本方針』の公表
		ドッグラン、バーベキュー広場等の試験的整備（ドッグランは令和4年1月、バーベキュー広場は令和4年5月に開業）
令和4年	1月	市外アンケート調査の実施
	4月	第1回 打上川治水緑地の魅力向上と利用活性化ワークショップ
	5月	第2回 打上川治水緑地の魅力向上と利用活性化ワークショップ
	8月	第3回 打上川治水緑地の魅力向上と利用活性化ワークショップ （新型コロナ対策のためオンラインアンケートのみ実施）
	9月	第4回 打上川治水緑地の魅力向上と利用活性化ワークショップ
	10月	社会実験「治水緑地わくわくDAY」の開催

寝屋川市 都市基盤整備部 公園みどり課
 住所：〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
 TEL：072-825-2293（直通） FAX：072-825-2633
<https://www.city.neyagawa.osaka.jp>